

〈1〉 防衛装備の海外移転判断 —防衛装備移転三原則策定後二年間の中間報告—

慶應義塾大学 法学部 非常勤講師／CISTEC 輸出管理アドバイザー 森本 正崇

1 はじめに

2014年4月1日に防衛装備移転三原則（以下、「三原則」という。）が策定されて以来、まもなく二年になる¹。本稿では、防衛装備移転三原則策定後、二年間の防衛装備の海外移転判断状況をまとめてみたい。

2 防衛装備移転の判断プロセス

はじめに、防衛装備移転の判断プロセスを振り返っておく。外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」という。）では、「国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる」貨物や技術の国外移転を許可対象としている。許可対象となる貨物は、外為法第48条第1項を受けて、輸出貿易管理令別表第1に列挙されており、別表第1では1から16まで分野ごとに貨物が列挙されている。このうち、最初の1の項に列挙されている貨物が許可対象の武器である²。同様に、許可対象の技術は、外為

法第25条第1項を受けて、外国為替令別表に列挙されており、別表の1の項が許可対象の武器技術となる。このうち、三原則の対象となる「防衛装備」とは、1の項の武器のうち「軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供される」武器（三原則対象の武器）、および三原則対象の武器の設計、製造又は使用に係る技術をいう³。

三原則は、防衛装備の海外移転基準である。具体的には、外為法に基づき、防衛装備の海外移転に当たり許可申請があった際の、許可基準として用いられることになる。三原則と同時に策定された防衛装備移転三原則の運用指針（以下、「運用指針」という。）では、「三原則は外為法の運用基準である」と明示されている⁴。

三原則においては、移転を認め得る場合が限定列挙されており、運用指針と合わせて、（参考1）のように、①～⑭まで14類型が定められている。（参考1）のいずれかに該当しない移転は認められない（許可されない）。

運用指針では、さらに要件が限定されており、I

（参考1） 防衛装備の海外移転を認め得る場合⁵

三原則	運用指針
I 平和貢献・国際協力の積極的な推進	① 移転先が外国政府 ② 移転先が国際連合若しくはその関連機関又は国連決議に基づいて活動を行う機関

¹「防衛装備移転三原則」（平成26年4月1日閣議決定）（http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2014/_icsFiles/afieldfile/2014/04/01/20140401-1.pdf）。

²2～16の項は、武器に転用可能な民生品（デュアルユース品）が規定されている。

³「防衛装備移転三原則」3頁。

⁴「防衛装備移転三原則の運用指針」（平成26年4月1日国家安全保障会議決定）（http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2014/_icsFiles/afieldfile/2014/04/01/20140401-2.pdf）。

⁵森本正崇「防衛装備移転三原則について」CISTECジャーナルNo.151（2014）3頁。

II 我が国の安全保障に資する場合 i) 同盟国等との国際共同開発・生産	③ (要件はi)と同じ)
ii) 同盟国等との安全保障・防衛分野における協力の強化	④ 物品役務相互提供協定 (ACSA) ⁶ に基づく物品又は役務の提供 ⑤ 米国との相互技術交流の一環 ⑥ 米国からのライセンス生産品に係る部品や役務の提供、米軍への修理等の役務提供 ⑦ 我が国との間で安全保障面での協力関係がある国に対する救難、輸送、警戒、監視及び掃海に係る協力
iii) 自衛隊等の活動及び邦人の安全確保	○自衛隊を含む政府機関 (以下「自衛隊等」という。)の活動又は邦人の安全確保 ⑨ 公人警護又は公人の自己保存のための装備品の輸出 ⑩ 危険地域で活動する邦人の自己保存のための装備品の輸出
等	III 我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合 ⑪ 誤送品の返送 ⑫ 返送を前提とする見本品の輸出 ⑬ 海外政府機関の警察官により持ちこまれた装備品の再輸出 ⑭ 等

(出典) 筆者作成

の場合は、「平和貢献・国際協力の観点から積極的な意義がある場合」、IIの場合は、「我が国の安全保障の観点から積極的な意義がある場合」に限り、移転を認め得るとしている⁷。また、IIIの事例は、運用指針上、「誤送品の返送、…等」となっており、我が国の安全保障上の影響が極めて小さいと判断される事例は、列挙されている事例に限られない (⑭参照)⁸。

その上で、移転を認め得る案件に該当するものは、

- ・ 仕向先及び最終需要者の適切性
 - ・ 当該防衛装備の海外移転が我が国の安全保障上及ぼす懸念の程度
- を複合的に考慮して、移転の可否を厳格に審査することとなっている⁹。

最後に、三原則や運用指針では、防衛装備の移転

(参考2) 個別案件の審査要素

三原則	運用指針
仕向先の適切性	・ 仕向国・地域が国際的な平和及び安全並びに我が国の安全保障にどのような影響を与えているか等
最終需要者の適切性	・ 最終需要者による防衛装備の使用状況及び適正管理の確実性等
我が国の安全保障上及ぼす懸念の程度	・ 移転される防衛装備の性質、技術的機微性、用途 (目的)、数量、形態 (完成品又は部品か、貨物又は技術かを含む。)並びに目的外使用及び第三国移転の可能性等

(出典) 運用指針より筆者作成

⁶ 自衛隊と相手国軍との間で、一方が物品や役務の提供を要請した場合には、他方が提供できるようにした協定で、現在、日本は米国及びオーストラリアと締結している。『防衛白書平成25年版』140、233頁 (日経出版、2013)。

⁷ 『防衛装備移転三原則の運用指針』1頁。

⁸ 『防衛装備移転三原則の運用指針』2頁。

⁹ 同上。

に当たり、原則として目的外使用及び第三国移転について我が国の事前同意を相手国政府に義務付けることとしている。ただし、(参考3)に掲げる事例

の場合には、仕向先の管理体制の確認をもって適正な管理を確保することも可能となっている。

(参考3) 第三国移転の事前同意を義務付けないことが可能な事例

防衛装備の海外移転を認め得る場合	事前同意を義務付けないことが可能な事例
I 平和貢献・国際協力の積極的な推進	a 緊急性・人道性が高い場合 b 移転先が国際連合若しくはその関連機関又は国連決議に基づいて活動を行う機関 c 国際入札の参加に必要な技術情報又は試験品の提供を行う場合 d 金額が少額かつ数が少量で、安全保障上の懸念が小さいと考えられる場合
II 我が国の安全保障に資する場合 i) 同盟国等との国際共同開発・生産 ii) 同盟国等との安全保障・防衛分野における協力の強化 iii) 自衛隊の活動及び邦人の安全確保	e 部品等を融通し合う国際的なシステムに参加する場合 f 部品等をライセンス元に納入する場合 g 我が国から移転する部品及び技術の、相手国への貢献が相当程度小さいと判断できる場合 h 自衛隊等の活動又は邦人の安全確保に必要な海外移転である場合
III 我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合	i 誤送品の返送 j 返送を前提とする見本品の輸出 k 貨物の仮陸揚げ l 等

(出典) 筆者作成

3 これまでの国家安全保障会議の判断

2014年4月の防衛装備移転三原則の策定から、本稿執筆(2016年2月末)までの間に、国家安全保障会議(NSC)で審議された案件の概要を、時系列で以下にまとめる。公表された案件は、全て移転を認め得ると判断された案件であり、これらの案件以外に審議中の案件や、移転を認めなかった案件があるかどうかについては不明である。

2で確認したように、防衛装備移転を認めるためには、まず移転を認め得る案件であることを確認し(参考1)、次いで個別案件の考慮要素を判断する(参考2)。さらに、第三国移転の事前承認の有無を判断することになる(参考3)。各案件において、これらの要素がどのように判断されたのかにつき検討したい。

案件A ペトリオットPAC-2の部品(シーカージャイロ)の米国への移転(2014年7月)¹⁰

本件で検討されたジャイロは、既に米国における生産が終了しており、生産ラインが存在しない。その上で、NSCは「米国によるペトリオットPAC-2の生産・維持に寄与するものとして、米国政府から我が国に関心が表明されていることから、米国との安全保障・防衛協力の強化に資するものであり、我が国の安全保障の観点から積極的な意義を有する」と判断した。続けて、「本件海外移転に際し、我が国企業が部品を生産することになることから、我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化、ひいては我が国の防衛力の確保に資するものである」とも言う。

個別案件の審査については、NSCは、仕向地は米国であり、最終需要者は「米国のライセンス元」であることから「適正管理の確実性は高い」としている。同時に第三国移転の事前同意が不要な場合にも該当する。そのため、「最終需要者である米国企業

¹⁰ 内閣官房、外務省、経済産業省、防衛省「ペトリオットPAC-2の部品(シーカージャイロ)の米国への移転について」(平成26年7月17日)。

からジャイロの管理体制を確認する」こととし、さらに「ジャイロが組み込まれたペトリオットPAC-2は米国以外の第三国に移転されることが想定されていることから、これを一元的に管理する米国国防省からPAC-2ユーザー以外への移転が厳しく制限

されること等その管理体制についても確認する」とし、それによって適正管理が確保されるとしている。

以上をまとめると、本件については以下のようになる。

案件Aの判断

防衛装備の海外移転を認め得る場合か	II ii) ⑥ 米国からのライセンス生産品に係る部品…の提供（ただし、NSC発表本文で明示されていない） 【安全保障上の積極的な意義】 ・米国との安全保障・防衛協力の強化に資する ・我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化、ひいては我が国の防衛力確保に資する（ただし、「積極的な意義」として明示されていない）
個別案件の審査	・仕向地は米国 ・最終需要者は米国のライセンス元 ・ジャイロはPAC-2の一部品であることや米国からの要求仕様が明示されているライセンス生産品であること等を考慮すれば、我が国の安全保障上の問題はない
第三国移転の事前同意の義務付け	【事前同意不要】 II ii) f 部品等をライセンス元に納入する場合 ● 最終需要者である米国企業のジャイロの管理体制を確認する ● 米国国防省からPAC-2ユーザー以外への移転が厳しく制限されること等その管理体制についても確認する

案件B 英国との共同研究のためのシーカーに関する技術情報の移転（2014年7月）¹¹

本件は、日英間で事業開始に向けて調整中のミサイルの誘導性能向上に関する共同研究に関して、我が国から英国にシーカーに関する技術情報を移転するものである。NSCは、「日英間の安全保障・防衛協力の強化に資するほか、将来の自衛隊の能力向上に資する可能性があることから、我が国の安全保障

の観点から積極的な意義を有する」と判断した。

個別案件の審査に関して、NSCは「最終需要者は英国国防省及びその契約者であり、適正管理の確実性は高い」と判断した。さらに、日英間では政府間協定があり、目的外使用及び第三国移転の事前同意を英国政府に義務付けている。そのため移転後の適正管理が確保されるとしている。

案件Bの判断

防衛装備の海外移転を認め得る場合か	II i) ③ ¹² 【安全保障上の積極的な意義】 ・日英間の安全保障・防衛協力の強化に資する ・将来の自衛隊の能力向上に資する可能性
個別案件の審査	・仕向地は英国 ・最終需要者は英国国防省及びその契約者 ・シーカーはミサイルの能力を決定する重要な構成要素の一つではあるが、日英間では政府間協定があり、目的外使用及び第三国移転の事前同意を英国政府に義務付けており、我が国の安全保障上の問題はない
第三国移転の事前同意の義務付け	【事前同意必要】 ・上記日英政府間協定で、目的外使用及び第三国移転の事前同意を英国政府に義務付け

¹¹ 内閣官房、外務省、経済産業省、防衛省「英国との共同研究のためのシーカーに関する技術情報の移転について」（平成26年7月17日）。

¹² 本件は共同研究案件であり、II i)「同盟国等との国際共同開発・生産」に当たると明示されていない。文言上は、II ii)「同盟国等との安全保障・防衛分野における協力の強化」とも読めそうだが、運用指針で限定列举されている事例（④～⑦）のいずれにも当てはまらないため、II i) なのではないかと推察される。

案件C 豪州との潜水艦の共同開発・生産の実現可能性の調査のための技術情報の移転（2015年5月）¹³

本件は豪州政府からの要請を受け、豪州の将来潜水艦計画への協力可能性につき、豪州政府と協議を開始するに当たり、我が国から潜水艦に関する技術情報の提供が必要となったものである。NSCは、「豪州の将来潜水艦プログラムに関する共同開発・生産の実現可能性の調査のために我が国から豪州に対して技術情報を移転することは、豪州との防衛協力の一層の強化に資することから、我が国の安全保障の観点から積極的な意義を有する」と判断した。

個別案件の審査に関して、NSCは「最終需要者は

豪州国防省及びその契約者であり、適正管理の確実性は高い」と判断した。さらに、「本件実現可能性調査のために移転される技術情報は豪州政府内での検討に必要な主要寸法や性能情報等に限られ、潜水艦の全部又は一部の建造を可能とするようなものではない」ことから、我が国の安全保障上の問題はないとする。その上で、豪州政府内での検討に必要な技術情報に限り移転を行うものであり、運用指針上の「相手国への貢献が相当程度小さいと判断できる場合」に該当するため、第三国移転の事前同意を不要とした。

案件Cの判断

防衛装備の海外移転を認め得る場合か	II i) ③ 豪州との将来潜水艦プログラムに関する共同開発・生産（の実現可能性の調査） 【安全保障上の積極的な意義】 ・豪州との防衛協力の一層の強化に資する
個別案件の審査	・仕向地は豪州 ・最終需要者は豪州国防省及びその契約者 以下の要素より、我が国の安全保障上の問題はない ・主要寸法や技術情報等に限られ、潜水艦の全部または一部の建造を可能とするようなものではないこと ● 豪州国防省から技術情報について、豪州政府内での検討以外の目的に使用しないこと、第三国に移転しないこと等の管理体制を確認する
第三国移転の事前同意の義務付け	【事前同意不要】 II i) g 相手国への貢献が相当程度小さいと判断できる場合 (ただし、上記管理体制を豪州国防省へ確認)

案件D イージス・システムに係るソフトウェア及び部品等の米国への移転（2015年7月）¹⁴

本件は、防衛省が次期イージス・システム搭載護衛艦に搭載するイージス・システムを米国政府から調達するに当たり、イージス艦用ディスプレイシステムについて米国国防省より、日本企業の製造参画の提案を受けたものである。このうちソフトウェアは、米国国防省管理下のデータベースに登録し、米国等のイージス・システム保有国間で活用可能な状態とすることが製造参画の条件となっている。部品や関連する技術情報（部品等）は、我が国のイージス艦に用いられるのみであるものの、将来的にはイージス・システム保有国間で共有される可能性が

ある。

NSCは、「米国等のイージス・システム保有国との間でソフトウェア及び部品等を融通し、供給の安定化を図ることは、同盟国たる米国との安全保障・防衛協力の強化に資するほか、民生技術の活用を通じた我が国にとっての調達コストの低減、我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化、ひいては我が国の防衛力の確保に資するため、我が国の安全保障の観点から積極的な意義を有する」と判断した。

個別案件の審査に関して、NSCは「最終需要者はイージス・システムを製造する米国企業であることから、適正管理の確実性は高い」と判断した。また、「ソフトウェア及び部品等は表示機能に係るも

¹³ 内閣官房、外務省、経済産業省、防衛省「豪州との潜水艦の共同開発・生産の実現可能性の調査のための技術情報の移転について」（平成27年5月18日）。

¹⁴ 内閣官房、外務省、経済産業省、防衛省「イージス・システムに係るソフトウェア及び部品等の米国への移転について」（平成27年7月23日）。

のであってイージス・システムの中の一部であること等を考慮すれば、我が国の安全保障上の問題はない」とした。さらに、「本件海外移転は、部品等を融通し合う国際的なシステムに参加するものであると共に、我が国から移転する部品及び技術の、相手国への貢献が相当程度小さいと判断できる場合に当

たる」場合に該当するため、第三国移転の事前同意を不要とした。そのため、最終需要者である米国企業からソフトウェア及び部品等の管理体制を確認し、米国国防省からはイージス・システム保有国以外への移転が厳しく制限されること等その管理体制についても確認することとした。

案件Dの判断

防衛装備の海外移転を認め得る場合か	<p>II i) ③¹⁵ 【安全保障上の積極的な意義】 ソフトウェア及び部品等を融通し、供給の安定化を図ることで、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米国との安全保障・防衛協力の強化に資する ・ 民生技術の活用を通じた我が国にとっての調達コストの低減、我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化、ひいては我が国の防衛力の確保に資する
個別案件の審査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕向地は米国 ・ 最終需要者はイージス・システムを製造する米国企業 ・ ソフトウェア及び部品等は、表示機能に係るものであってイージス・システムの中の一部であること等を考慮すれば、我が国の安全保障上の問題はない
第三国移転の事前同意の義務付け	<p>【事前同意不要】 II i) e 部品等を融通し合う国際的なシステムに参加する場合 g 相手国への貢献が相当程度小さいと判断できる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>最終需要者である米国企業の管理体制を確認する</u> ● <u>米国国防省からイージス・システム保有国以外への移転が厳しく制限されること等その管理体制についても確認する</u>

案件E 豪州将来潜水艦の共同開発・生産を我が国が実施することとなった場合の構成部品等の豪州への移転（2015年11月）¹⁶

本件は案件Cを受け、我が国が豪州将来潜水艦のパートナーに選定された場合に、将来潜水艦の設計・建造、建造後の運用・維持に必要な構成部品等が豪州へ移転されることにつき、NSCが判断を示したものである。

NSCは、次の三点を我が国の安全保障の観点から積極的な意義と認めた。

- (1) 豪州との防衛協力の一層の強化に資する上、情報収集・警戒監視能力向上を通じた海洋安全保障にも資する
- (2) 戦闘システムは米豪が共同開発することで、日

米豪の協力進展が期待できることから、日米同盟の強化に資する

- (3) 将来の我が国潜水艦の能力向上に資する

個別案件の審査に関して、NSCは「最終需要者は豪州国防省及びその契約者であって、適正管理の確実性は高い」とした。さらに、日豪間では政府間協定があり、目的外使用及び第三国移転の事前同意を英国政府に義務付けている。そのため移転後の適正管理が確保されるとしている。

最後に、豪州で建造を行う場合等に、関連して豪州への直接投資が必要となる可能性があるが、NSCは、当該直接投資は、防衛装備移転三原則上認め得るとされた移転に伴うものであり、国際的な平和及び安全を損なうものではないと判断した。

¹⁵ 本件も、II i)「同盟国等との国際共同開発・生産」に当たると明示されていない。文言上は、II ii)「同盟国等との安全保障・防衛分野における協力の強化」とも読めそうだが、運用指針で限定列挙されている事例(④～⑦)のいずれにも当てはまらないため、II i)なのではないかと推察される。

¹⁶ 内閣官房、外務省、財務省、経済産業省、防衛省「豪州将来潜水艦の共同開発・生産を我が国が実施することとなった場合の構成部品等の豪州への移転について」(平成27年11月26日)。

案件Eの判断

防衛装備の海外移転を認め得る場合か	II i) ③ 豪州との将来潜水艦を豪州と共同で設計・建造 安全保障上の積極的な意義 ・豪州との防衛協力の一層の強化に資する上、情報収集・警戒監視能力向上を通じた海洋安全保障に資する ・日米同盟の強化に資する ・将来の我が国潜水艦の能力向上に資する
個別案件の審査	・仕向地は豪州 ・最終需要者は豪州国防省及びその契約者 ・日豪間では政府間協定があり、目的外使用及び第三国移転の事前同意を豪州政府に義務付けており、我が国の安全保障上の問題はない
第三国移転の事前同意の義務付け	【事前同意必要】 ・上記日豪政府間協定で、目的外使用及び第三国移転の事前同意を豪州政府に義務付け

4 許可状況

昨年10月、経済産業省は「防衛装備の海外移転の許可の状況に関する年次報告書」（以下、「年次報告」という。）と公表した¹⁷。これは、運用指針において「経済産業大臣は、防衛装備の海外移転の許

可の状況につき、年次報告書を作成し、国家安全保障会議において報告の上、公表するものとする」と定められたことに対応したものである¹⁸。年次報告では、2014年4月1日～2015年3月31日の許可状況が取りまとめられている。

許可状況は（参考4）のとおりである。

（参考4） 防衛装備の海外移転許可状況¹⁹

三原則・運用指針	件数	仕向地
I 平和貢献・国際協力の積極的な推進		
① 移転先が外国政府	31	中国 (29) 他
② 移転先が国際連合若しくはその関連機関又は国連決議に基づいて活動を行う機関	18	南スーダン (12) 他
II 我が国の安全保障に資する場合		
i) ③ 同盟国等との国際共同開発・生産	12	米国 (7)、英国 (5)
ii) 同盟国等との安全保障・防衛分野における協力の強化		
④ 物品役務相互提供協定 (ACSA) ²⁰ に基づく物品又は役務の提供	0	
⑤ 米国との相互技術交流の一環	0	
⑥ 米国からのライセンス生産品に係る部品や役務の提供、米軍への修理等の役務提供	5	
⑦ 我が国との間で安全保障面での協力関係がある国に対する救難、輸送、警戒、監視及び掃海に係る協力	0	米国 (5)
iii) 自衛隊等の活動及び邦人の安全確保		
⑧ 自衛隊等の活動に係る、装備品の一時的な輸出、購入した装備品の返送及び技術情報の提供	1713	米国 (1406)、英国 (178)、カナダ (32)、ドイツ (29)、フランス (26)、イスラエル (10) 他
⑨ 公人警護又は公人の自己保存のための装備品の輸出	1	アフガニスタン (1)
⑩ 危険地域で活動する邦人の自己保存のための装備品の輸出	0	
III 我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合		
⑪ 誤送品の返送	12	
⑫ 返送を前提とする見本品の輸出	0	
⑬ 海外政府機関の警察官により持ちこまれた装備品の再輸出	0	
⑭ 等	49	米国 (9)、フランス (2)、オーストラリア (1)

（出典）年次報告書を基に筆者作成

¹⁷ 経済産業省「防衛装備の海外移転の許可の状況に関する年次報告書」（平成27年10月）。

¹⁸ 「防衛装備移転三原則の運用指針」4頁。

¹⁹ 経済産業省「防衛装備の海外移転の許可の状況に関する年次報告書」5-6頁。

²⁰ 自衛隊と相手国軍との間で、一方が物品や役務の提供を要請した場合には、他方が提供できるようにした協定で、現在、日本は米国及びオーストラリアと締結している。『防衛白書平成25年版』（日経出版、2013）140、233頁。

5 分析

(1) 安全保障上の意義の判断—我が国防衛上の意義

これまでNSCで防衛装備移転を認め得ると判断された5件は、米国、英国、豪州向けの案件である。いずれの案件も、二国間の防衛協力の強化に資すると判断されている。案件Aでは、「米国によるペトリオットPAC-2の生産・維持に寄与するものとして米国政府から我が国に関心が表明されていること」が挙げられている。対象となったジャイロは既に米国での生産は終了しており、米国で生産していない製品の供給という要素を評価したと言えよう。また、部品生産が防衛生産・技術基盤の維持・強化、ひいては我が国の防衛力確保に資するという点は、日本の防衛に必要な部品の供給先の多角化を、安全保障上の意義と評価したと思われる。

案件Bでは、元々ミサイルの誘導能力向上に関する共同研究に日英政府間で合意しており、その一環での移転のため、政府レベルでは共同研究に合意する時点で、安全保障上の意義を認めていたと言えよう。共同研究は、将来の自衛隊の能力向上に資する可能性があると判断されている。これは、共同研究のように必ずしも具体的な能力向上が具現化されていない時点でも、可能性の段階で安全保障上の意義をNSCは評価している。

案件Cおよび案件Eは一連の事業のため、合わせて検討する。案件Cでは、豪州への潜水艦の技術情報の移転を「豪州との防衛協力の一層の強化に資する」とだけ言っているが、技術情報を一方的に移転することが防衛協力の強化に資するわけではない²¹。その点、案件Eで述べられているように、豪州の将来潜水艦のパートナーに選定されれば、という条件が成就した場合に、安全保障上の意義が認められると考えられる。案件Eでは、具体的には3つの要素（防衛協力の一層の強化、日米同盟の強化、我が国潜水艦の能力向上）が評価されているが、少なくとも案件Cや案件Eの決定は、選定されることが確実ではない場合でも、つまりNSCが判断する時点では安全保障上の意義は具現化されていない時点（選定されなければ永久に具現化されない）でも、「仮に選定されれば」という条件付きで安全保障上の意義

を認めたとと言える。意義が必ずしも具現化されていない時点での判断という点は案件Bも同様である。

最後に案件Dは、ソフトウェア及び部品等を融通し、供給の安定化を図ることを、米国との安全保障・防衛協力の強化に資すると評価している。案件Aのように米国で生産していない製品の供給と比較すると、案件Dは供給体制の一角を担う場合と言えよう。それによって、調達コストの低減、我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化、ひいては我が国の防衛力の確保に資すると評価した。

案件Aと案件Dを合わせて評価すると、「我が国の安全保障の観点から積極的な意義」があるかどうかという観点からは、単に米国との共同生産の一角を占めることではなく、一角を占めることによって防衛生産基盤の維持等、我が国の防衛に意義を有することも求められているのではないかと思われる。同様に、案件Bも将来の自衛隊の能力向上に資する可能性を評価している。案件Cや案件Eも同様である。ただし、案件Eでは単に「将来の我が国潜水艦の能力向上に資する」と言うだけであり、公表されたNSCの判断からは、なぜ豪州に潜水艦を供与することが、（豪州の能力向上は自明であるにせよ）我が国の潜水艦の能力向上に資するのかが判然としない。防衛生産基盤の強化であるのか、新たな研究開発の機会となるからなのか。NSCにとっては自明のことかもしれないが、具体的な意義についても説明することが、望ましいのではないかと思われる。

以上、これまでの案件を検討すると、次の二点を指摘することができよう。第一に安全保障上の意義は、NSCの判断時点では必ずしも具現化していない場合も評価対象としている。共同研究のように研究成果の可能性や、潜水艦のように選定されれば、という条件付きで判断している。防衛装備の研究開発や調達サイクルを考えれば、当然のことではあるが、これまでの判断実績からこうした要素が明らかとなった。

第二に安全保障上の意義が認められるためには、二国間の安全保障関係の強化は重要な要素であるが、我が国防衛上の意義こそが必須の要素ではないかと考えられる。具体的には自衛隊の能力向上や防衛生産基盤の維持等が考えられる。

²¹ 日本と潜水艦を共同開発・生産する意思が全くないが、同盟国等から潜水艦の技術情報提供を依頼されて場合を想定してみたい。

(2) 技術的機微性—NSC審議の必要性

個別案件の審査では、いずれの案件も「安全保障上の問題はない」と判断されている²²。審査要素の一つ、安全保障上の懸念の程度については、判断要素に技術的機微性がある。そこで技術的機微性に着目して、安全保障上の懸念の判断過程を確認したい。

案件Aでは、米国のライセンス生産品であることが理由として挙げられている。ライセンス生産品をライセンス元に納入するので、移転の技術的機微性は低いと判断されたかと思われる。案件Cでは、「主要寸法や技術情報等に限られ、潜水艦の全部または一部の建造を可能とするようなものではない」こと、案件Dでは「ソフトウェア及び部品等は表示機能に係るものであってイージス・システムの中の一部である」ことが挙げられている。これらも移転の技術的機微性が低いと判断されたものと思われる。

もっとも技術的機微性が低いのであれば、わざわざNSCで審議する必要があるのかどうか自体が議論の余地がある。運用指針によれば、NCSで審議する対象は、「移転を認める条件の適用について特に慎重な検討を要するとき」や、「仕向先等の適切性、安全保障上の懸念の程度等について特に慎重な検討を要するとき」である²³。これらの案件が「特に慎重な検討を要する」場合に当たるのであろうか。なお、「同様の類型について、過去に政府として海外移転を認め得るとの判断を行った実績がないとき」は、国家安全保障会議幹事会での審議とされている²⁴。

なお、いかに技術的機微性が低かろうとも、防衛装備移転三原則の対象は全て防衛装備（すなわち武器や武器技術）である。その点、案件Aでは、「ジャイロは、米国のライセンス元からの要求性能を基に、汎用的な技術を用いて我が国で生産している」とあり、案件Dでは、「民生品で使用されている汎用的な技術を用いて設計、製造を行う」とある。しかしながら、「汎用的な技術を用いて」とあるものの、あくまでも防衛装備であり（だからこそNSCの審議対象となっている）、汎用技術（いわゆるデュアルユース技術）ではない。

(3) 二国間協定—有益だがそれだけでは十分ではない

案件Bおよび案件Eでは、「安全保障上の問題はない」とする理由に二国間協定を挙げている。二国間協定で目的外使用及び第三国移転について、事前同意を義務付けている。ただ、二国間協定で確保される管理は目的外使用及び第三国移転だけであり、技術情報の「適正な管理」に有益であるが、それだけでは十分ではない。なぜなら、「適正な管理」は目的外使用及び第三国移転の防止だけではないからである。そのため次に説明する仕向先の管理体制確認が実質的には重要となる。二国間協定が不要であると判断されているその他の事例ではなおさらである。

(4) 仕向先の管理体制確認—文書ではなく実態が重要

米国の武器輸出管理法（Arms Export Control Act (AECA)）では、武器輸出許可の要件として、目的外使用や第三国移転の事前承認と並び、武器のセキュリティ確保（maintain the security）、および米国政府の管理水準と同等のセキュリティ保護が要求されている²⁵。こうした要件は、我が国の「適正な管理」の確保に当たって必要とされる要件を考える際に有益な示唆を与えてくれる。

運用指針では「管理体制の確認に当たっては、…誓約書等の文書による確認を実施する」としているが、文書の確認だけでは必ずしも十分ではない²⁶。続けて「そのほか、移転先の防衛装備の管理の実態、管理する組織の信頼性、移転先の国又は地域の輸出管理制度やその運用実態等についても、移転時点において利用可能な情報に基づいて確認する」としているが、特に「移転先の防衛装備の管理の実態、管理する組織の信頼性」は、非常に重要な判断要素となろう。

こうした観点から改めてNSCの判断を見ると、案件A、案件C、案件Dでは、移転先の管理の実態を「確認する」（上記案件A、案件C、案件Dの判断の表における●印参照）となっている。これらは、いずれも適正管理の確保を確認するに当たって実質的に重要な要素であるが、NSCが判断する時点ではま

²² 余談であるが、輸出管理のリスク管理的な側面から見れば、およそ全ての防衛装備移転はリスクがゼロとは言えないので、「安全保障上の問題はない」という表現は若干正確性を欠くのではないかと思われる。

²³ 「防衛装備移転三原則の運用指針」3頁。

²⁴ 同上。

²⁵ 22 U.S.C. § 2753 (a) .

²⁶ 「防衛装備移転三原則の運用指針」3頁。

だ確認されてはいない。換言すれば、NSCは「確認できれば」という条件付きで、移転を認めたとも言える。したがって、これらの要素は経済産業大臣に許可申請があった際、許可するか否かを判断するに当たって残された重要な考慮要素となろうし、その意味で、経済産業大臣の責任は重大である。確認できなければ、NSCは認め得ると判断したが、経済産業大臣が不許可とすることも十分にあり得る。これら要素の確認結果（輸出許可／不許可の判断）は、「防衛装備の海外移転の状況」として、経済産業大臣から、NSCへ報告されることとなろう²⁷。また、年次報告においても経済産業大臣が確認した具体的な内容が記載されれば、情報公開に資する上、輸出者の予見可能性も向上する。

反対に、案件Bや案件Eは二国間協定の存在だけで適正管理の確保が確保されるとしているが、これらの協定自体に目的外使用及び第三国移転の事前同意に加え、移転先（英国や豪州）での適正管理の確保の方策についても規定し、その上で管理体制を確認するか、案件Eに先立つ案件Cのように、国内での管理体制の確認が別途必要なのではないかと思われる。重要なことは文書や協定、手続規定の存在ではなく、“maintain the security”の実態である。

(5) 自国の管理体制確立—日本版DSSの必要性

(4)で確認すべき適正管理の水準については、AECAが規定するように自国と同等水準と考えるのが基本となろう。日米間で防衛関連情報をやり取りするための手続を定めた「秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」(GSOMIA)でも、第6条で「情報を提供する締約国政府により与えられている保護と実質的に同等の保護を与えるために適当

な措置をとる」と規定されている。

こうした情報保護の基本を防衛装備移転に当てはめて考えると、防衛装備移転後の移転先での適正な管理は、国内での防衛装備関連情報の適正な管理が前提であることが分かる。具体的には漏えいさせたくない情報を適切に秘密に指定し、かつそのように管理する体制が求められることになる。秘密指定の必要性はもちろん政府（特に防衛省）が判断するが、実際に秘密情報が所在するのは防衛産業であるので、政府から防衛産業に秘密情報の適正な管理を求めることになろう。こうした措置と「同等の保護」を移転先に求めることになる。

米国では米国国防省傘下の国防保全局（Defense Security Service (DSS)）が、防衛産業が管理する国家秘密の保護を監視している²⁸。しかしながら、日本にはDSSに相当する機関がない。2015年10月に防衛省に防衛装備庁（装備庁）が発足したことから、所掌上は装備庁が最も近似しているが、現時点において、装備庁内にDSSに相当する部局はないものと思われる²⁹。なお、DSSはあくまでも「既に」指定された秘密情報の防衛産業内での管理を所掌しているものであり、秘密指定そのものは、秘密情報を保有する政府機関の責任である³⁰。

(3)から(5)は一連の要素となっている。NSCの審議から逆算したため、この順番で検討したが、実態としては(5)の確保が(4)を可能にし、(4)を前提に(3)があるという構図になろう³¹。

(6) NSC判断のタイミング—予見可能性向上（の萌芽）

経済産業省の年次報告によると、NSCが認め得ると判断した案件（2014年度であれば案件Aと案件B）のうち、実際に許可をした案件は、案件Bを1件だけであった³²。つまり案件Aは、NSCの判断（2014年

²⁷ 運用指針では、「防衛装備の海外移転の状況について報告を行う」ことが、国家安全保障会議及び国家安全保障会議幹事会の審議対象となっている。基本的には年次報告を念頭に置いていると思われるが、運用指針を見る限り、報告事項は年次報告に限定はされていない。

²⁸ Defense Security Service, “2015 Targeting U.S. Technologies”, August 11, 2015, p.4.

²⁹ 防衛省設置法第36条では、装備庁の任務として「装備品等について、…研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行…を任務とする」とするとあり、DSSの任務は文字通り、装備品等に関する情報「管理の適正」さを保つ業務と言えよう。このほか、日本版DSSの候補として論理的には特定秘密の保護に関する法律を所掌する内閣情報調査室なども考えられる。

³⁰ そのため、何が保護する必要がある技術情報かを判断する枠組みが必要である。

³¹ 前掲注(30)を踏まえれば、保護対象の技術を判断する枠組みの構築が、(5)以前に求められる。米国の国防技術安全保障局（Defense Technology Security Agency (DTSA)）のような機能が求められよう。森本正崇「防衛装備移転三原則後の課題～2年目の武器輸出管理～」防衛技術ジャーナルNo.415（2015年10月）17頁。森本正崇「武器輸出管理の課題—わが国の安全保障を確保する制度と運用—」PHP Policy Review Vol.9 No.68（2015年3月30日）5-7頁。

³² 経済産業省「防衛装備の海外移転の許可の状況に関する年次報告書」7頁。

7月)から半年以上、防衛装備移転は行われていない(武器輸出許可が出されていない)。(NSCの判断からは、あまり考えにくいものの)(4)で指摘した適正管理に問題があり、不許可と経済産業大臣が判断した可能性もあるが、NSCが実際の契約前に「もし契約したら」という前提で判断を行った可能性の方が高いのではないと思われる。案件Cは契約するために必要な情報提供に対する判断であり、契約前であることは自明であるし、案件Eも契約されれば、という条件付きで判断されている。このように、NSCが判断するタイミングは、防衛装備移転契約前であることが頻繁に見受けられる。こうしたNSCの判断は、実質的にドイツの武器輸出管理制度にある契約前の事前照会制度と類似した機能を果たせる可能性がある。ドイツの事前照会制度では、契約前に、実際に許可申請をした場合にどのような判断をされるかの感触を政府から得ることができる。同時に実際の許可申請における政府の判断を拘束するものでもない³³。また、(4)で指摘したような適正管理の確保のように、許可要件を予め指定している側面も指摘できる。もしそのように機能すれば、輸出者の予見可能性に資する。しかしながら、現時点では残念ながらどのタイミングで、どの案件がNSCの審議対象となるかについて、輸出者には何の手がかりもなく、予見可能性の向上に資するものではない。

(7) 手続—暗中模索

これまでのNSCの審査を振り返ると、(1)で指摘したように安全保障上の意義は、将来の可能性や、契約成就の場合といった仮定や条件付きで認められている。また、(6)で検討したように、許可申請前に政府の方針を明示するという側面もあり、輸出者の目から見れば、防衛装備移転手続の透明化に資する萌芽をみることができる。しかしながら、輸出者にとって、NSCの手続は「はるか彼方」にあり、どのようにしてNSCの審議にたどり着くのか依然として全く分からない。

安全保障貿易情報センターは、昨年末に「防衛装

備移転に係る手続き的環境整備に向けた課題について(要望)」(以下、「要望書」という。)を経済産業省に提出した³⁴。詳細は要望書を参照して頂きたいが、本稿では要望書の最初に取り上げられている商談や展示会での問題点を簡単に紹介したい。要望書によれば、展示会への出品や商談で武器技術の提供(具体的には武器の性能や仕様等を説明すること)があり得るが、「法令上の手続き環境の整備の不十分さにより、円滑にできない状況にある」という。「政府側からは、防衛装備の移転について、海外に向けて積極的なPRがなされている一方で、当事者の企業側が、上記の法的手続き上の問題により、円滑なやりとりができず、不審・不信を買ってしまい、ひいては我が国全体の姿勢に疑問符が投げかけられかねない」と危惧も示されている。

(8) 対外直接投資—基本的に無関係だが

最後に、案件Eでは、NSCは豪州で潜水艦建造を行う場合等に行われる対外直接投資について、国際的な平和及び安全を損なうものではないと判断した³⁵。本件における対外直接投資への言及は、次の意味合いがあると考えられる。

第一に、(6)で指摘した効果がある。予め、NSCで相場観を醸成しているため、豪州潜水艦関連事業で対外直接投資を考える投資者の予見可能性が高まったと言えよう。

第二に、対外直接投資は防衛装備移転ではない。つまり三原則が対象とする行為ではない。NSCの審議は対外直接投資審査の必要条件ではない。

第三に、上記二点をまとめると、あくまでも対外直接投資は財務大臣に審査する責任があり、内容面からも手続面からも三原則上の制約はない。そのため、今後の対外直接投資において、「NSCの審査や判断がないと財務大臣は判断できない(又は認めない)」とは言えない。他方で、NSCが必要であると判断した案件については、投資の適切性についてNSCとして判断を示すことができる前例となったと言える。

³³ Federal Ministry for Economic Affairs and Energy, “Report by the Government of the Federal Republic of Germany on Its Policy on Exports of Conventional Military Equipment in 2013”, p.9 (2014) .

³⁴ CISTEC防衛装備移転手続等WG「防衛装備移転に係る手続き的環境整備に向けた課題について(要望)」(平成27年12月11日)(http://www.cistec.or.jp/service/boueisoubi_data/youbou_20151211.pdf)。

³⁵ そのため案件Eの発表文には、案件AからDまでの内閣官房、外務省、経済産業省、防衛省に加え、対外直接投資規制を所掌する財務省が入っている。